

お得意様各位



「経過措置品目」のお知らせ

謹啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社製品に格別なるお引立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、下記製品につきまして2014年3月5日付厚生労働省告示第56号にて経過措置品目へ移行し、2015年3月31日をもって経過措置期間が満了いたしますので、下記の通りご案内申し上げます。

敬白

記

経過措置期間満了日	経過措置品目
2015年3月31日	ブリージン錠 25 μ g
	ブリージン錠 50 μ g
	シスカルボン錠 250mg

※なお、ブリージン錠 50 μ gにつきましては統一名称品目のため官報告示されておられません。

何卒ご周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

今後とも弊社製品につきまして、一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以上

お問い合わせ先：共和薬品工業株式会社〒532-0011大阪市淀川区西中島5-13-9

営業推進部営業管理課TEL：06-6308-3330 薬事部TEL：06-6308-3388